

労 審 発 第 1295 号
令和 3 年 4 月 23 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

労働政策審議会
会長 鎌田 耕一



令和 3 年 4 月 23 日付け厚生労働省発基安 0423 第 1 号をもって諮問のあった「石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和3年4月23日

労働政策審議会
会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会安全衛生分科会
分科会長 城内 博

「石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について

令和3年4月23日付け厚生労働省発基安 0423 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。